

## 【都市建設部】

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	1	<b>【元町1～2丁目海岸側の道路整備】</b> 第七区親交会  中央院裏の道路で1丁目から2丁目にかけて道路の整備をお願いしたい。浜町までは昨年きれいに舗装されましたが、道路も狭く、縁石も傷んでいます。	御要望の道路整備につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
★	都 市民	2 6	<b>【外灯の設置について】</b> もえぎ町町内会  もえぎ町1丁目から2丁目の境目の道路が暗く、小さい子供もあり、出来れば外灯設置とか何とか明るくしてほしいと要望がありました。ご検討願います。	<b>【ミーティング開催時回答】</b> 御要望の区間につきましては、北側に4基道路照明灯が設置されております。南側の歩道に外灯を設置するには環境が整っていないため、早急に対応することは難しいものと考えております。 今後は、町内会の御意見を伺いながら、明るさの変更など対応を検討してまいります。  <b>【令和3年3月末時点回答】</b> <u>照明灯は、令和2年9月上旬に、既設照明ランプをナトリウムランプからLEDランプに交換し、照明灯2基の明るさを変更しました。</u>	B A	市民生活部 市民生活課  都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
★	都環	3 7	<p>【町内会住宅地との隣接地における砂利採取事業について】 すずらん町内会</p> <p>現在、すずらん町内会(北星町1丁目)に隣接する山側の区域内において、砂利採取事業者による砂利採取事業が行われております。</p> <p>同事業が行われている区域は、町内会北側に位置する遊歩道を挟んだ住宅地に隣接する市街化調整区域にあり、平成27年度から単年度ごとの事業計画申請により道の許可を得て毎年行われており、今年度も同様の許可を得て行われています。</p> <p>この事業が始まった当初から、付近住民からは、作業現場に出入りする大型車両(ダンプ)の荷台あたりを叩く音や作業用重機による「騒音」や「振動」、採取現場からの「砂塵飛散」等のほか、掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」の不安など、生活環境の変化に悩まされ続けております。</p> <p>同事業計画については、事業者と町内会の間で、「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」等に基づく「砂利採取事業に関する災害防止協定」を結んでおり、協定の中で「騒音」や「振動」、「砂塵」等防止に関しては、作業等時間の厳守、採取現場における危険防止以外にダンプの荷台あたりを叩くことを必要最小限に留めること、作業用重機やダンプの低速度移動による振動の低減、採取現場での散水による砂塵飛散防止、塀を高く設置したりなどの措置を講じるとしており、協定締結前に、地域住民にも同様の説明をしております。</p> <p>しかし、採取現場に一番近い付近の一部住民は、事業者が示したこれらの防止措置だけでも問題が解決されていないとして、市の環境保全課等にも相談し、また、町内会に対しても、事業を中止させてもらいたいとの声が寄せられています。</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>1 砂利採取事業は北海道が認可する事業であり、北海道胆振総合振興局から「大一産業有限会社は、当地で数年にわたる砂利の採取を予定しているが、陸砂利の砂利採取計画上の認可期間は1年以内で認可することとなっており、申請の都度、要件を確認した上で、認可の適否を判断している。」と伺っております。</p> <p>現在、市街化調整区域・市街化区域問わず採取計画申請が提出されたものを、北海道が審査した上で認可し採取事業が行われております。</p> <p>(道路維持課)</p> <p>2 認可権者である北海道から「同意・了承までは求めていません。」と伺っております。</p> <p>市としましては、周辺住民に不安を与えないよう丁寧な説明をするよう採取事業に対して条件を付しておりますので、条件が確実に実行されるよう北海道に指導を強く求めてまいります。</p> <p>(道路維持課)</p> <p>3 認可権者の北海道から「大一産業有限会社は、認可前に戸別訪問により周知を行っている。地域住民説明会を実施するかどうかは、採取計画の認可の条件ではないため。」と伺っております。</p> <p>市としましては周辺地域への環境影響や、周辺住民に不安を与えないよう、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は誠意をもって対応するよう採取事業に対して条件を付しておりますので、条件が確実に実行されるよう北海道に指導を強く求めてまいります。</p> <p>(道路維持課) (次ページへ)</p>	B B B	<p>都市建設部 道路維持課</p> <p>環境衛生部 環境生活課 環境保全課</p>

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課	
			<p>(前ページより)</p> <p>こうした中で、事業者が戸別説明の際、数年後には、現在の採取現場よりも更に住宅地との境界に最も近い区域(住宅地から距離にして約十数メートルと思われる)での採取事業についても、慎重に計画中との話も出され、今まで以上に日常生活に対する大きな不安を抱え、中止を求める声も大きくなっています。</p> <p>また、事業者による住民への戸別説明した中で、数年以内には、「もえぎ町内会」側でも採取事業を行う計画中であることの話もありました。</p> <p>市の環境保全課等では、住民からの相談を受け、騒音測定などを行ったりしましたが、基準値を超えることはなく、また、防音のために塀を高く設置させるなどの指導を行ったと聞いております。</p> <p>同事業は許可を得て行っている事業であり、町内会としては、中止を求めることができる法的根拠を見出すことができないため、中止を求める住民への説明もできず、事業者に対し、住民の声を届け、事業者による対応を求めるにとどまっています。</p> <p>そこで、次の点について、市の担当部署の御意見等を伺いたいと思います。</p> <p>1 一般住宅地に隣接する「市街化調整区域」での数年にわたる砂利採取事業等の適否について      2 「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」第2条に定める周辺住民に対する採取計画の概要についての「周知」とは、「単に知らしめる」ことなのか、「同意」・「了承」までを求めてているのか      3 事業者による地域住民への住民説明会の実施について      4 事業に伴う「騒音」・「振動」・「砂塵飛散」の防止として、事業者が講じている以外にどのような方策があるのか      5 市又は道による事業者への「騒音」等に対する行政指導等の有無及びその在り方について</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>	<p>(前ページより)</p> <p>4 本砂利採取場につきましては、これまで地域住民から騒音や振動に関する相談を受けております。その都度北海道と協議し、内容を事業者に伝え、状況に応じた騒音・振動の防止措置が講じられています。今後も、地域住民から相談があった場合には、その状況に応じた有効な対策が講じられるよう関係者と協議し、事業者に対応を求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(環境保全課)</p> <p>5 砂利採取につきましては、北海道の認可案件となります。「北海道砂利採取計画の許可に関する条例」に基づき、知事が必要と認めた場合には、事業者は申請前に住民周知等の対応を行うことと規定されております。また、事業者から砂利採取の申請書が北海道に提出された際、市に対して事前協議の照会があります。</p> <p>市としましては、騒音・振動について慎重に対策の検討を行った上で着手すること。また、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は、誠意をもって対応すること。などの意見を付して対応しております。また、これまでも、騒音等に関して地域住民の方から市に御相談いただいております。その際市では、南側の住宅地境界付近に騒音・振動測定器を設置し、事業者には住宅地における環境基準値以下とするよう協力を求め、「作業方法などの改善」、「操業時間の変更」、「機械等の改善」、「防音壁の設置」などの対策について理解を得、対応してきております。</p> <p style="text-align: right;">(環境保全課)</p> <p>6 砂利採取に伴う騒音等の相談窓口につきましては、砂利採取認可を所管している北海道が主となります。なお、苫小牧市の行政区域内の騒音に関する相談は、市環境保全課でもお受けいたします。対応につきましては、北海道と協議し進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(環境保全課)      (次ページへ)</p>	B	B	B

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
			<p>(前ページより)</p> <p>6 事業に伴う「騒音」等に対する相談窓口が「道」又は「市」のどちらになるのか</p> <p>7 住民が不安視している掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」についての市としての認識の有無及び現状確認</p> <p>8 本事業を行うに当たって、事業者が土地の所有者と交渉し、了承を得た上、事業計画を道に申請しているが、事業による騒音等を理由に地域住民が土地所有者に対し、了承等取り消しを求めることが可能なのかどうか</p> <p>9 事業所入口に掲げられている、次の標識の意味するところについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○苦小牧市自然環境保全条例</li> <li>開発行為許可標識</li> <li>・開発行為 着手 平成27年6月7日 完了 令和3年3月31日</li> <li>・開発行為種別 樹木の伐採及び伐根</li> </ul>	<p>(前ページより)</p> <p>7 本現場においては、表土掘削時や砂利採取後の埋戻し作業の際に、水位が上昇してしまう最小限の量だけ川に排水していますが、取水目的で地下水を大量に汲み上げていないことから、地下水位への影響はないものと考えております。なお、北海道の条例で災害の防止に関する規定がございますので、相談などがあった場合には北海道と協議を行い対応してまいります。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>8 認可権者の北海道から「土地所有者と地域住民の交渉に関しては、コメントする立場にない。」と伺っております。</p> <p>市としましては、これまでの採取事業において騒音や振動の発生により、周辺住民からの苦情や意見が寄せられた経緯があり、周辺地域への環境影響や周辺住民に不安を与えないよう、今後におきましても事前の説明及び対策が確実に実行されることを、北海道に強く求めてまいります。</p> <p>(道路維持課)</p> <p>9 苦小牧市自然環境保全条例は、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として制定された条例となっております。</p> <p>当該標識につきましては、この条例に基づく開発行為の許可を市から受けていることを示すもので、樹木の伐採及び伐根等を伴う開発行為に対しては、緑地の保護や回復に必要な措置をとることを条件に許可しております。</p> <p>(環境生活課) (次ページへ)</p>	B  B  E	

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
				<p>(前ページより)  <b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>3 令和2年11月18日 すずらん町内会、砂利採取事業者、認可権者である北海道、苫小牧市が参加し意見交換会が実施されました。</u>  <u>今後の砂利採取事業計画につきましては、町内会より集会での周知を要望されており、砂利採取事業者に、住民説明会を実施するよう求めてまいります。</u>  (道路維持課)</p>	B	
都	4	【歩道・公園・駅南・トンネル両サイド・国道234号線両サイドの除草(継続)】 沼ノ端中央町内会	特に駅周辺・国道234号線下トンネル両サイドの雑草が繁茂し、右左折時の安全確認や歩行の妨害、また、景観も損ねている。表記箇所の定期的な除草の徹底を引き続きお願いしたい。	<p>御要望箇所の除草は、定期的に実施するよう努めていますが、天候などの影響により作業が遅れており、皆様に御不便をお掛けしておりましたが、8月上旬に作業は終了しております。</p> <p>引き続き、現状を調査し適切な時期に除草を行うよう努めてまいりますので、お気付きの点がございましたら、道路管理事務所(73-5000)へ御連絡くださいますようお願いいたします。</p>	B	都市建設部 道路維持課
都	5	【沼ノ端歩道橋と周辺歩道の改修(継続)】 沼ノ端中央町内会	防犯上・美観上から沼ノ端歩道橋の改修工事と、年々増加する大型車両から児童を守るためにも沼ノ端小学校校門までのガードレールの設置について、ご検討いただいているようですが早急な対応を引き続きお願いしたい。	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>  道路を管理する胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所から、「沼ノ端の横断歩道橋は、他の歩道橋を含め補修を計画しています。また、ガードレールの設置につきましても、通学路の交通安全対策として、苫小牧出張所管内全体で、設置に向け計画しています。」との回答を頂いております。市としても、引き続き地域の声が届くよう要望してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所から、「横断歩道橋は、令和2年度から数年かけて、補修を行います。」と伺っております。</u></p>	B B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	6	【コミセン通りの路面改修と未舗装道路の整備(継続)】 沼ノ端中央町内会  歩道を含む、コミセン通りの路面破損が目立つ。未舗装道路の整備とともに引き続き要望する。	御要望の道路整備につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。 また、未舗装道路の整備につきましても、引き続き現地調査の上、少しでも御要望にお応えできるよう整備を進めてまいります。	B	都市建設部 道路維持課 道路河川課
	都	7	【市道の舗装について】 東開町内会  臨海東通りの東開町3丁目1番～2番の市道の舗装を要望いたします。 今年度年明けから1番地内の住宅建設が行われていますが、建設後住民が居住し、町内会に入会後、苦情が(洗濯物や外に置く物が粉塵だらけ)になりますので、対策の要望が暇なしに入りますので、一日でも早い、舗装を、よろしくお願ひいたします。	【ミーティング開催時回答】 東開町3丁目1番～2番の舗装要望につきまして、御要望の路線は近年の住宅建設ラッシュに伴い、舗装新設整備が必要であるものと認識しております。 これまで住宅等が建設されておらず、空き地であったことから、本路線より古くからお住まいになっている方々の自宅前の未舗装路線を優先して整備を進めておりますが、住環境向上のため、一日でも早い防塵舗装対策に努めてまいります。  【令和3年3月末時点回答】 <u>御要望箇所につきましては、住環境向上のため、令和2年10月に防塵舗装を実施しました。</u>	B A	都市建設部 道路維持課 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	8	<p><b>【通学路横断歩道の水たまり解消のお願い】</b>  <b>美光町内会</b></p> <p>主題の横断歩道(手押し信号)は毎日大勢の美園小学校児童が自転車の通過待ちで待機する場所です。また、町内会役員の児童見守りのための立哨位置でもあります。(通年活動)      雨天時の水しぶき、真冬の凍結では児童共々毎回大変難儀しております。      部分手直しではなく、撥水材料等の使用や雨水が付近の排水溝にスムーズに流下する構造を検討改修されることをお願いするものです。なお、通学時間帯の自動車往来数は毎日約140台/30分であります。</p> <p>場所①:美園小正門前バス通りの西側の南側横断歩道      場所②:美園小正門前バス通りの東側の南側横断歩道</p>	御要望の美園町9号線につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
	都	9	<p><b>【町内的一部生活道路の改修願い】</b>  <b>美光町内会</b></p> <p>町内全域のパトロール結果、下記地区生活道路の改修優先度が一番高い状況につき、現場の状況を確認の上、改修計画に組み込んでいただきたく、お願いするものです。</p> <p>住所及び場所:美園町2丁目の2番と5番の間を走る生活道路。東側から約100mの間。      状況:小さな補修や部分改修が繰り返された結果、凹凸が非常に激しい状況になっている。      備考:この道路の西側数十mは既に改修されており正常な状況になっています。</p>	御要望の泉美園1条線につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	10	<p><b>【道路の白線引きについて】</b> 美光町内会</p> <p>脇道路の白線が消えている(美園町全般)。中央線、停止線等。 書き直しの予定は?並段の管理はどう行うことになっているか? ※優先道路がどちらか(交差点)分からぬ所がある。 ⇒事故の危険性大。 書き直しの際、このことが分かるように”考えて”線を入れてほしい。</p>	<p>区画線の引き直しにつきましては、現地調査や全市的に頂く御要望の中から優先順位を決め、順次対応を行っております。</p> <p>また、停止線につきましては、公安委員会の所管となっておりますが、危険箇所など町内会の御意見を伺い、関係機関と協議を行いながら対応を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	11	<p><b>【小学生のバリアフリー】</b> 美光町内会</p> <p>信号機付横断歩道に設置されているガードレールのカラー化。</p> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガードレールのカラー化によって信号機の設置されている場所の発見が、背の低い小学生の目線の位置を考えた場合、高い位置にある信号機より早く見やすいのではないか。</li> <li>・信号を待つ間、ガードレールのカラー化、イエロー、オレンジ等の明るいカラフルな色を用いたほうが、気持ちがリラックスする効果が期待できる。</li> <li>・ドライバーが、ガードレールのカラー化によって横断歩道の早期発見と車のスピード低下の可能性が期待できる。</li> </ul>	<p>御要望の、ガードレールのカラー化につきましては、景観と安全性に配慮しながら、関係機関と協議を行い検討してまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	12	<p><b>【除雪対策について(昨年同様の要望を継続する)】</b>  <b>日の出三光町内会</b></p> <p>(1)除雪車で除雪をした雪を交差点に堆積をされることで、交差点での見通しが悪く車両の接触事故も発生しており交差点に雪を堆積しないでほしい。また、交差点内に堆雪する箇所は毎年度同一の箇所であり、リスト化し早急に排雪していただきたい。</p> <p>(2)生活道路の除雪につきましては、これまで除雪担当事業者の方々のご努力をいただいているところですが、特に生活道路の除雪につきまして通行車両が交差できる等丁寧な除雪を要望いたします。      また、通学路の除雪につきましては、子供たちの通学時間前に丁寧な除雪を行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>            (1)本市の除雪は、かき分け除雪(雪を道路の左右にかき分ける方式)を採用し、車両や歩行者の通行の確保を最優先として行っております。            このため、御自宅の前の路肩や歩道などに雪が残つてしまいますが、極力皆様の御不便とならないよう、除雪機械で交差点の角や公園の周囲、空地などに運び堆雪している状況です。            また、堆積箇所につきましては、道路パトロールなどにより現地を確認し、雪山が高くなり、見通しが悪いなど通行に支障のある場合には、高さを削り落としたり、排雪を行うなど速やかな対応に心掛けでまいります。</p> <p>(2)生活道路の除雪につきましては、かき分け除雪を行っているため、道路幅員によっては冬季間の道幅が狭くなることを御了承願います。            御指摘の件につきましては、各地区の除雪担当者を集めた「ブロック会議」において、丁寧な除雪を心掛け、通学時間前に完了するよう指導しております。            また、昨年度から、除雪車運行管理システムを導入し、除雪車の作業位置と進捗状況をリアルタイムで管理できるようになったことから、除雪車の追加配置など、より効率的な除雪作業ができるよう努めてまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>            (2)令和2年11月に行った「ブロック会議」において、昨年度に引き続き、再度地区業者に周知徹底を行いました。</p>	B B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	13	<p><b>【道路整備について】</b>  <b>植苗町内会連合会</b></p> <p>下記の道路の整備をお願いいたします。</p> <p>・市道植苗停車場道線から石黒宅(植苗93-18)前のY字路まで</p>	御要望の道路整備につきましては、今後、整備改修に向けて検討してまいります。それまでの間は、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
	都	14	<p><b>【車道及び歩道の地下埋設管の敷設工事について(新規)】</b>  <b>ときわ町内会</b></p> <p>最近、町内では新築住宅の建設が進み、新たに地下埋設管の敷設工事や、既に埋設されているガス管等の延長工事が行われています。しかし、掘削する際には車道の一部分だけを掘り返し補修するため、凸凹な状況となっています(例えば、ときわ中央通4丁目側では、約200m)。また、歩道においても同様に一部分を補修するため凍上等でさらに凸凹となる恐れがあります。地下埋設管の敷設工事の際には、車道であれば片側一車線、歩道であれば前面の復旧工事を行うなど交通安全の視点から改善を要望いたします。</p>	<p>地下埋設管敷設工事の舗装復旧につきましては、各占用物件により復旧幅が異なり、歩道の幅員によっては、全面復旧を行わせている場合があります。</p> <p>御指摘の、ときわ中央線の4丁目側につきましては、現在、仮復旧の状況であり、後日、本復旧を予定しており、縦断的な凹凸も含めて解消されます。</p> <p>舗装復旧工事につきましては、御要望の内容も含め、通行の支障とならないよう対応を検討してまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課
	都	15	<p><b>【生活道路の舗装について】</b>  <b>柏木町内会</b></p> <p>町内会の生活道路について、凹凸、ひび割れが大きく水たまりができ車の走行等に障害があります。冬季は凍結により事故の原因にもなりかねません。つきましては下記の道路舗装をお願い致します。</p> <p>1) 柏木町3丁目1番地と2番地の間から始まる南北通り      2) 柏木町1丁目15番地と23番地の間から始まる南北通り</p>	<p>町内会から、御要望のありました柏木1丁目5条線は、7月中旬に完了しております、1)柏木3丁目2号線、2)柏木東1号線の生活道路につきましては、今後も現地調査を基に、町内会の御意見を伺いながら改修を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修等を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	16	<p><b>【歩道凹凸部分の補修について】</b>  <b>柏木町町内会</b></p> <p>町内の歩道について未整備の所の凹凸が大きくなつて高齢者の歩行や自転車利用者に障害となつて転倒などでケガをするという苦情があります。つきましては下記歩道の補修をお願い致します。</p> <p>1) 柏木町1丁目15番地と23番地の間から始まる南北通りの歩道です。      2) 柏木町1丁目公園通り両側歩道…公園で遊ぶ子供たちが多く通る歩道です。      3) 柏木町6丁目1番地から宮の森町までの西通り歩道…高齢者施設などのある歩道です。      4) 柏木町6丁目公園から中央通りまでの両側歩道…通学路及び公園で遊ぶ子供たちが多く通る歩道です。</p>	<p>1) 柏木東1号線、2) 4) 柏木東2号線、3) 糸井西通りの歩道につきましては、今後も現地調査を基に、町内会の御意見を伺いながら改修を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修等を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	17	<p><b>【道路の整備について】</b>  <b>宮の森町内会</b></p> <p>バス道路の一部は昨年整備されましたが、引き続き糸井山公園前から北側の整備を早期に行うよう要望します。宮の森2丁目22～24北側の道路整備と排水溝設置を要望します。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>          御要望の小糸魚道線につきましては、昨年に引き続き今年度も整備を予定をしております。          また、宮の森町2丁目22～24北側の道路整備につきまして、今年度は昨年度に引き続き、以前から御要望がありました1丁目の道路整備が完了したことから、御要望箇所の道路整備につきましては、現地調査をはじめ測量など、実施に向けた検討を進めてまいります。          なお、それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修を行うとともに、排水対策として素掘側溝の整備を8月下旬に完了しております。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>御要望箇所につきましては、今年から実施に向けた測量をはじめ、継続的に道路整備を進めてまいります。</u>          (道路河川課)</p> <p><u>小糸魚道線は、令和3年1月上旬に舗装補修工事を完了しました。</u>          (道路維持課)</p>	B  A  B	都市建設部 道路維持課 道路河川課
	都	18	<p><b>【道路整備のお願い】</b>  <b>大町寿町内会</b></p> <p>寿町1丁目の道路(3月、8月)の舗装して頂きありがとうございます。お年寄りが多く歩くのに大変喜んでおられます。          大町側1丁目親不孝通りの補修をお願い致します。</p>	<p>御要望の、新1条道線につきましては、今後も現地調査を基に、町内会の御意見を伺いながら改修を進めてまいりたいと考えております。          それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修等を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	19	<b>【歩道及び置石、ポール等の廻りの草取り】</b> 大町寿町内会  大町、寿町、錦町、表町の歩道、縁石、街路樹の根元のグレーチングからの雑草の除去をお願い致します。	<b>【ミーティング開催時回答】</b> 御要望の、大町や錦町など御要望の雑草の除去につきましては、今年も、9～10月に実施する清掃業務と合わせて作業を予定しております。  <b>【令和3年3月末時点回答】</b> 雑草の除去は、令和2年10月末に完了しました。	A	都市建設部 道路維持課
	都	20	<b>【除雪のお願い】</b> 大町寿町内会  一条通り駅前からはいると両側の歩道1丁目と2丁目間錦町側、除雪車が一度も来た事がない。 出来る所の場所まで来てもらいたい。 すずらん通り、二条通りも同じです。よろしくお願い致します。	御要望の除雪につきましては、これまで地域の方の御協力を頂いてきたところでございますが、今後は、通行の支障とならないよう除雪を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
	都	21	<b>【町内での道路工事について(水道工事・ガス・歩道含む)】</b> 新中野町内会  新中野町内会での工事が、水道・ガス・歩道工事等1年間で約10か所弱行われ、そのたびに歩道から3～40cmのみ掘り返される。また、道路を横断する工事では、その部分だけ切り取って工事をします。アスファルト敷設工事で見た目はきれいになり新しくなったように見えますが、2年もしないうちにつなぎ目の部分から剥がれ隙間が開き、冬が過ぎると掘り起こされた部分はいたるところで穴が開いています。工事を行ったその部分は道路全面補修にならないでしょうか。毎年穴を直すのと、予算的にあまり変わらないと思います。年間の予算を考えると、その年に少しづつ行ったのが目立たないのでしょうか。	地下埋設管敷設工事の舗装復旧につきましては、占用者が行っておりますが、舗装復旧後、数年経過し劣化も発生していることから 御要望の道路全面補修などについて、検討してまいります。 それまでの間は、通行の支障とならないよう適宜補修等を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	22	<p>【緑跨線橋を降りて若草・新中野交差点の通行区分について】 新中野町内会</p> <p>緑跨線橋を降りて、若草町と新中野町の交差点がありますが現在の通行区分が非常に危険である。若草町から来て新中野町へ直進しようとする道に書いてある標識は、左車道は左折及び直進の矢印、中央側は右折の矢印が書かれています。フジタ産業のところに看板があり、「直進車は、左車線に寄ってください」とありますが、直進しようと中央側を走っている車には見えません。また、車道に書かれている標識も前に信号待ちの車が3台も止まつていれば車の下で見えません。緑跨線橋の架け替え前は、直進車は中央側の車線を走り右折車がいなくなるのを待って直進していたと思います。4車線から2車線に狭まる道路は道交法での決まりではなく、道路に書かれている標識だけで規制するのは難しいと思います。よく通る車はもう分かっていると思いますが、あまり通らない車は当然のごとく、中央側を通り直進していきます。道路の標識が見えなければ、左車線側を走る直進車は、中央側の直進車に「右折車線だろ！」と言い、中央側の直進車は「右に寄ってくるな！」と言い、間違いに気付いていません。</p> <p>皆さんに分かるように、「通学路ゾーン」の茶色の標識のように、左車線側には左折・直進レーン、中央側には右折専用レーンと、交差点から少し離れたところに書いてくれると目立ち運転手にも分かると思います。それとフジタ産業のところに「直進車は左側に寄って」との看板がありますが、気が付いている人はほとんどいません。もう少し見てもらえる工夫をしてください。</p>	<p>御指摘の通行区分表示につきましては、緑跨線橋の架け替え工事后に看板などを追加設置しましたが、御要望の標識を含め通行区分表示の方法について、関係機関と協議を行いながら、検討してまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
★	都 財	23 3	【団地裏の空き地の対策について】 汐見町内会  団地の裏の空き地ですが、雪投げ用に使用していますが、夜中にダンプカーで捨てて行くのですが雪が落ちないのか何回も後ろの煽りでガタンガタンと雪を落として煩くて寝られない(漁師ですから夜中3時過ぎには漁に行く)。 また、雪が解けて来て、風が吹くと悪臭が鼻を突く、広場が乾燥してたら土埃がひどく、玄関も、洗濯物も干せません。 H30年にお願いして、広場に柵を作つて頂いたのですが、今はボロボロになって来ました。壊れると、暴走族がきて夜中じゅう走り回ります。早めに丈夫な柵か、何かを作つて下さい。	【ミーティング開催時回答】 雪捨て場につきましては、騒音や土埃など、大変、御迷惑をお掛けしております。 今後、雪捨て場の利用時間の制限や、雪解け後の散水やゴミ拾いの回数を増やすなど、改善に向けて検討してまいります。  (道路維持課)  柵につきましては、イベント等で使用する際の利便性、防犯上のことや経済性を踏まえて対応したもので、御提案のような柵の設置は難しいと考えておりますが、今後も定期的に巡回し、早めに補修を行うなど、適正な管理に努めてまいります。  (管財課)  【令和3年3月末時点回答】 <u>雪捨て場は、利用制限に関する注意看板を、令和2年11月中旬設置しました。</u>  (道路維持課)	B  B  B	都市建設部 道路維持課  財政部 管財課
	都	24	【団地裏の空き地への防犯灯の設置について】 汐見町内会  広場に防犯灯を付けて下さい(街路灯ではなく)。 団地の人が夜中に漁に出かけたり、魚の網はずしに出来かける時に、道路が真っ暗で、また暴走族みたいのが走っています。 急に車が来て危ない思いをしている漁師がたくさんいます。冬になると雪投げの車がたくさん通りますので危険です。	【ミーティング開催時回答】 御要望の照明灯につきましては、町内会の御意見を伺いながら、現地調査し必要性や設置位置も含め検討してまいります。  【令和3年3月末時点回答】 <u>照明灯は、令和2年11月上旬に1基設置しました。</u>	C  A	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
★	都 市民	25 32	<p><b>【地域の交通安全対策について(継続)】</b>  <b>ウトナイ町内会</b></p> <p>ウトナイ地区は、小学生の交通死亡事故や、大型バスと自動車の接触事故など、交通事故が後を絶ちません。交通安全対策としては、毎年、信号機の設置を求めていますが、特に小・中学校の通学路や保育園付近など、児童・生徒の安全確保に向けて早急に信号を設置していただくことを求めます。</p> <p>2018年に国道234号線(中山三ツ星付近)にガードパイプが設置されましたが、小・中学校の通学路になっている第2はくちょう幼稚園付近へのガードパイプ設置を求めます。</p> <p>横断歩道やドット線等が消えているところが多いため、線を引いていただくことを求めます。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>          ウトナイ地区の信号機設置については、継続して苦小牧警察署を通じ、北海道公安委員会へ要望しております。</p> <p>信号機や横断歩道の設置については厳しい状況が続いておりますが、要望箇所の一つでありますウトナイ西一条通のウトナイ北7丁目17先交差点の信号機設置につきまして、北海道警察本部による現地調査が実施され、設置に向け前向きな協議がされていると苦小牧警察署より報告を受けているところでございますので、動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>御要望箇所へのガードパイプの設置につきましては、道路管理者であります北海道開発局室蘭開発建設部に要望をしておりますが、「安全が確保されている直線の道路であることから、設置については難しい状況である」と回答を頂いております。</p> <p>市として注意喚起看板を設置したところでございますが、更なる安全対策を含め地域と一緒に継続して要望してまいります。</p> <p>横断歩道の引き直しにつきましては、場所等を確認し、苦小牧警察署へ要望してまいりたいと考えております。</p> <p>また、ドット線の引き直しにつきましては、現地調査や全市的に頂く御要望の中から優先順位を決め、順次対応を行っております。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>令和3年2月12日に、ウトナイ北7丁目17先交差点に定周期式信号機が、設置されました。</u></p>	B  B	市民生活部 市民生活課  都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	26	<p><b>【日新町4丁目糸井北保育園裏遊歩道や公住の草刈り対応】</b>  <b>日新町町内会</b></p> <p>例年、この周辺区域では、市の計画的な草刈りなどが実施されているが、伸びきった後になり、草刈りが行われるため、大変苦慮している。</p> <p>更に、公住28、29号棟の緑地帯には、大木が植樹されているが、木々の剪定も限界に来ており、伐採できないものか。住民からの要望がありますことから、現地において、適正な管理も含め、今後のあり方を検討していただきたい。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b></p> <p>当区域の草刈につきましては、毎年計画的に実施しておりますが、天候などの影響により作業が遅れることなどで早い時期に実施ができないこともあります。</p> <p>適切な時期に草刈りを実施するよう努めてまいりますが、同時期に広範囲の区域で行うこともあり、御要望にお応えできない場合もありますことをご理解願います。</p> <p>また、公住28号棟・29号棟の緑地帯にある樹木については、29号棟の代表の方と現地確認を行い、伐採の対応を進めております。</p> <p>樹木の管理については、伐採や剪定を含め適正な管理に努め、自治会などからの要望等にも対応してまいりたいと考えております。</p> <p><b>【令和3年末時点回答】</b></p> <p>当区域の草刈につきましては、毎年計画的に実施しておりますが、天候などの影響により作業が遅れることなどで早い時期に実施ができないこともあります。</p> <p>適切な時期に草刈りを実施するよう努めてまいりますが、同時期に広範囲の区域で行うこともあり、御要望にお応えできない場合もありますことをご理解願います。</p> <p>また、公住28号棟・29号棟の緑地帯にある樹木については、29号棟の代表の方と現地確認を行い、<u>令和2年11月に伐採を行いました。</u></p> <p>樹木の管理については、伐採や剪定を含め適正な管理に努め、自治会などからの要望等にも対応してまいりたいと考えております。</p>	B  A	都市建設部 住宅課 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	27	<p><b>【北光町1丁目未来の森公園南側道路(JR沿い)積雪時の吹き溜まりについて】</b> 北光町町内会</p> <p>昨年の要望に「冬期降雪時の除雪、排雪について」として、生活道路の除排雪、凹凸道路・凍結道路の解消に努めていただくように、また、通行に支障をきたすようなところはお知らせしますので、速やかな対応をお願いしますと、記させていただきました。道路パトを行い通行に支障のないように努めますとの回答を頂きました。</p> <p>題記部位は、朝夕車の通行量が多いところで、公園側からの北風により市道に雪が吹き寄せられ、吹き溜まりが発生しやすいところです。</p> <p>吹き溜まりに突っ込み難儀している車が見られたとのことです。今年はこの吹き溜まり解消を付け加えさせていただきます。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b> 御指摘の風雪による吹き溜まりにつきましては、本市も認識しており平成27年11月に簡易的な吹き溜まり防止柵を設置し軽減を図りました。</p> <p>現在設置している吹き溜まり防止柵を改良するなど、解消に向け改善策を検討してまいります。引き続き、道路パトロールを行いながら、交通の支障とならないように努めてまいります。お気付きの点がございましたら、道路管理事務所(73-5000)へ御連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b> <u>吹き溜まり防止柵は、令和2年12月中旬にネットを二重に張って改良しました。</u></p>	B B	都市建設部 道路維持課
	都	28	<p><b>【生活道路の安全対策 継続要望ー(1)】</b> 北光町町内会</p> <p>今年度は北光町4-5間の南北道路の改修を行っていただきました。ありがとうございます。</p> <p>北光町3丁目生活道路の整備について、昨年要望させていただいたところを列記させていただきます。計画的な改修と併せて整備願います。</p> <p>①北光町3丁目住宅南側バス通り、②同バス通りに付随する北側の歩道、③同バス通りの1本北側の東西道路です。いずれも路面の劣化が進み凹凸が大きくなっています。</p>	<p>今年度は、北光14号線(104m)の整備改修を行っており、今後も、現地調査の結果を基に、路面の劣化を判断して整備改修を図ってまいります。</p> <p>また、劣化による凹凸などにつきましても、通行の支障とならないように適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
★	都 民 産	29 36 4	【市街地整備①】 勇払自治会  大型トラックの道道苦小牧環状線(R781)走行利用促進(勇払市外通りへの走行回避)を願いたい。142番地(通称ハマナス団地)や沿道に面している住民よりダンプの振動が気になる、また道路の舗装が傷んでいるとの苦情もあります。道路の補修を要望します。	<p>【ミーティング開催時回答】            勇払市街地内の大型トラックの走行について、ここ数年室蘭地区トラック協会苦小牧支部に対し、東港区国際コンテナターミナルの往来については、「道道上厚真苦小牧線」を利用していただき、勇払市街地への配慮を要請しているところでございます。引き続き苦小牧港管理組と市民生活課と連携を図りながらトラック協会に要請し、地域住民の安全・安心の確保に御理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。            舗装の損傷箇所と振動につきましては、現地を調査、確認の上、通行などの支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】            勇払市街地内の大型トラックの走行について、ここ数年室蘭地区トラック協会苦小牧支部に対し、東港区国際コンテナターミナルの往来は、「道道上厚真苦小牧線」を利用していただき、勇払市街地への配慮を要請しているところでございます。<u>今年度も令和3年1月12日に苦小牧港管理組合と市(港湾・企業振興課、市民生活課)でトラック協会に要請したところでございますが、</u>引き続き地域住民の安全・安心の確保に御理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。            舗装の損傷箇所と振動につきましては、現地を調査、確認の上、通行などの支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。</p>	B B	産業経済部 港湾・企業振興課  市民生活部 市民生活課  都市建設部 道路維持課
	都	30	【市街地整備②】 勇払自治会  道道歩道整備のスピードアップを。残されている樹木等の伐採をしてほしい。特に交差点付近。	御要望の箇所について、道道苦小牧環状線の歩道を管理する胆振総合振興局室蘭建設管理部苦小牧出張所から、「道道苦小牧環状線は歩道改修と樹木の伐採を実施し、今年度は約130m施工しており、今後も予算の範囲内で継続して進めてまいります。」との回答を頂いております。市としても、要望箇所について少しでも早く進めていただけるよう要望してまいります。	B	都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	31	【市街地整備⑦】 勇払自治会  151番地への出入口3か所の道路補修と間口を広げてほしい。	【ミーティング開催時回答】 勇払151番地先の出入口3か所につきましては、市道と道道苦小牧環状線の出入口となり、現在、道道の道路管理者である北海道室蘭建設管理部と交差点改良に向けた事前協議を行っているところでございます。 今後は、苦小牧警察署とも協議を行いながら、安全で円滑な交通が確保されるよう、測量など実施に向けた検討を進めてまいります。 また、それまでの間、道路の損傷等につきましては、現地を確認の上、通行の支障とならないよう適宜補修を行ってまいります。  【令和3年3月末時点回答】 <u>御要望箇所につきましては、今年から実施に向けた測量をはじめ、出入口の道路改良等を進めてまいります。</u>	B  A	都市建設部 道路河川課 道路維持課
	都	32	【市道の舗装について】 美原町内会  美原町1丁目9番と16番間の市道整備について、美原町はここ3~4年新築ラッシュが続いているが、特に1丁目が顕著となっており交通量も増加しております。 上記路線については、現在砂利道となっており地域住民から早急な整備が要望されております。 こうした状況から早急に舗装工事を実施されますようお願いいたします。	【ミーティング開催時回答】 舗装工事の実施につきまして、今年度は御要望の南側(8番地と9番地の間)の舗装新設整備を進めております。 現時点におきましては、御要望の路線の北側は住宅等が建設されておらず、空き地であることから、路線の両側に住宅が立地している路線を優先して整備を進めていますが、住環境向上のため、可能な限り早期の防塵舗装対策に努めてまいります。  【令和3年3月末時点回答】 <u>御要望箇所につきましては、住環境向上のため、今年から防塵舗装対策を進めてまいります。</u>	B  A	都市建設部 道路河川課  都市建設部 道路維持課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	33	<p><b>【沼ノ端小横交差点から勇払川西通りまでの改修(継続)】</b>  <b>沼ノ端中央町内会</b></p> <p>大東開発(株)の宅地造成による1丁目の人団増加、道道から国道234号線へ入る際の車線減少とコンビニへ出入りする車の増加で、朝夕のラッシュ時には渋滞が長時間続き、横断歩道上や交差点上に留まってしまった車両が見受けられ、歩行者や沼ノ端側から勇払に向かう車両の妨げになり危険が高まっている。待機時のごみの不法投棄にもつながっていることから渋滞緩和の方策を引き続き関係機関に強く要望してほしい。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>          渋滞緩和の方策につきましては、国道234号の道路管理者である北海道室蘭開発建設部から「国道234号から沼ノ端南企業団地へ右折するT字交差点において、右折専用レーン設置に向けた協議(東開町内会要望)を進めておりますことから、引き続き、渋滞等の交通状況を把握しながら、検討してまいりたい」と伺っております。          市といたしましても、動向等を注視しながら安全で円滑な道路交通が保たれるよう強く要望してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>国道234号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部から「今年中に右折専用車線の設置が可能となるよう、進めてまいりたい」と伺っております。</u>  <u>市といたしましても、安全で円滑な道路交通が保たれるよう、設置後の渋滞状況等を注視してまいります。</u></p>	B B	都市建設部 道路河川課
	都	34	<p><b>【明野川改修工事の促進(継続)】</b>  <b>沼ノ端中央町内会</b></p> <p>日本各地でみられる異常気象から未曾有の豪雨に備えて、沼ノ端地区の雨水対策上、明野川の本改修早期実行を引き続き要望する。</p>	<p>明野川改修工事の促進につきましては、明野川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部から「平成26年度に国道36号までの暫定掘削を完了しており、現在は河底に溜まった土砂を取り除く作業や草刈り等の維持管理を定期的に(昨年度は勇払のJR日高線から明野元町付近のJR室蘭本線までの約3kmの区間で実施)行っていますが、今後の本改修につきましては、下流側の安平川の改修計画との整合を図りながら、引き続き検討してまいりたい」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、本市における重点要望事項として、明野川における早期の本改修を継続して強く要望していくとともに、地域の安全・安心のため、1年でも早く実施していただけけるよう、地域の声をお伝えしてまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	35	<b>【沼ノ端駅南口の再整備(新規)】</b> 沼ノ端中央町内会  バス・タクシー等の乗降場としてますます手狭になっている沼ノ端駅南口前。タクシーや運転手との接触事故発生の恐れなど、不安の声が寄せられていることから、駅前の個人所有地を市が買い取り、交通緩和等に適した設計や公園設置など、駅南口の整備を要望する。	<p>沼ノ端駅南口の交通広場は、沼ノ端駅に直結し通勤・通学をはじめ、近隣には飲食店等の商店が立地している沼ノ端鉄南地区の「顔」として、多くの方々に利用されているものと認識しております。</p> <p>再整備につきましては、一般車両の駐車場やタクシーの乗降場が狭隘化しているほか、御要望にござります交通事故及び交通緩和に向けた対策(駐車場確保やバス停留所移設等)を視野に入れ、関係部署や公安委員会との調整協議を行いながら、地域の方々をはじめ多くの道路利用者に喜ばれる沼ノ端駅南口交通広場の在り方や再整備に向けた検討を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	36	<b>【右折専用路線の設置について】</b> 東開町内会  臨海北通り(片側3車線)～国道234号線を走行し、南企業団地に入る信号付き交差点に、右折専用路線を設けて頂きたい。 企業団地に曲がる車がいると、各ドライバーが予測して、左側車線に並ぶため渋滞になっている、右折専用車線を設けて下されば、ホクレンショップ前からの、渋滞は避けられます(今年の3月から6月中頃までコロナの影響で渋滞が少ないが、又朝晩に掛けて渋滞が起きています)。	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b> 御要望の右折専用車線の設置につきましては、国道234号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部から「昨年度は渋滞状況等の把握のため、交通量調査を行うとともに対策内容の検討を行っており、今年度につきましては、実施に向けて北海道公安委員会と協議を進めてまいりたい」と伺っております。</p> <p>市いたしましても、安全で円滑な道路交通の確保に向け、引き続き実現可能となるよう、北海道開発局に対し地域の声をお伝えしてまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b> 国道234号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部から「今年中に右折専用車線の設置が可能となるよう、進めてまいりたい」と伺っております。</p> <p><u>市いたしましても、安全で円滑な道路交通が保たれるよう、設置後の渋滞状況等を注視してまいります。</u></p>	B B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	37	<b>【自転車道の設置について】 東開町内会</b>  この度、自転車の交通法規が改正され自転車も処罰の対象に、苫小牧市としてもところどころで自転車のマーク・白線・色付き自転車道と、設置してありますが、法規の改正に際し市内の歩道・車道の歩道線等自転車の安全走行できるよう(余裕のある各歩道・車道にマーク・白線・色付き自転車道を設けていただけませんか)自転車走行する方々が安心して走行できると思いますので、交通安全上、よろしくお願ひいたします。	自転車の安全走行につきましては、市街地において幅広な歩道を有する国道や道道、市道の歩道上に、北海道公安委員会が設置する「歩行者自転車通行可(歩行者と自転車の絵柄入り)」の標識が設置されている路線があり、自転車の通行も可能な歩道が多くございます。 標識が設置されていない道路において、幅広な歩道が確保できる場合につきましては、白線あるいは路面標示等により、自転車を利用する方々や歩行者にとって安心して利用できる道路環境整備を検討してまいります。	B	都市建設部 道路河川課
	都	38	<b>【明野川川底の雑草除去について】 新開明野元町町内会</b>  「令和2年7月豪雨」は、日本付近に停滞している梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州や岐阜、長野など西日本と東日本の広範囲で記録的な豪雨となって多くの被害が出ました。台風シーズンを前に災害が発生していることから前例にとらわれない防災対策の必要性を感じています。明野川改修工事の早期進展が見込めない現状で、大雨時の排水対策として川底の雑草除去を道に強く要望をお願いします。	御要望の河底雑草除去につきましては、明野川を管理する北海道室蘭建設管理部から「近年の豪雨災害等により、河底に堆積した土砂の除去や流木による被害軽減のため、伐木等の必要性を認識しております。 平成30年度に明野元町1丁目・2丁目の約1kmの区間を実施するとともに、昨年度においては、勇払のJR日高線から明野元町付近のJR室蘭本線までの約3kmの区間で実施しておりますが、今後におきましても、地域の御要望を踏まえ、定期的な維持管理に努めてまいりたい」と伺っております。 市いたしましても、地域の安全・安心のため、本市における重点要望事項として、北海道が管理する明野川をはじめとした河川の適切な維持管理を強く要望しております。	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
★	都 市民	39 39	【大雨時の河川氾濫について】 新中野町内会  今まで、大雨時でも堤防が決壊して水が街に流れ込み家が流されている映像をテレビで見ていました。苫小牧の場合、堤防のある河川はなく大雨でも溢れた水が町内に流れてきても大した量にはならないんだろうと思っていました。苫小牧市も同じような説明をしていたと思います。しかし、今年の大雪被害をテレビで見ていると九州地区の洪水は、河川の氾濫で街が飲み込まれています。つゆがないと言われている北海道ですが、年々温暖化が進み2~3年後には北海道にも梅雨入りの報道が流れ、線状降水帯とか台風が毎年やってくるという状態になるのではないかでしょうか。もし苫小牧で、1時間に100ミリの雨とか、半日で200ミリの雨が降ったとしたら、それが続いたとしたら、樽前山から流れてくる水はどこに行くでしょう。 苫小牧川を始めとする河川は全て2級河川で苫小牧市の管理だと思いますので、前記のような大雨が降ったときは、最悪どの位の氾濫が起きるのか知らせてほしい。	<p>【ミーティング開催時回答】          御要望にあります苫小牧川をはじめとする二級河川は北海道が管理している河川となっており、その他の比較的に小規模な河川(準用河川・普通河川)については、本市で管理している河川でございます。</p> <p>大雨における氾濫の規模につきまして、近年、本市では平成25年に1時間当たり90mm、翌年の平成26年は1時間当たり100mmの大雨を経験しましたが、市街地を流れる河川は氾濫せずに、雨水を海まで流すことができております。御質問にあります九州地区のような豪雨が降った場合におきましては、河川の造り方(構造)や地形などによる違いのほか、1時間当たりの雨量や24時間当たりの雨量など、同じ条件で再現しないと明確なことは申し上げられませんが、近年の降雨データなどを活用し、これから治水対策に活かすべく、更なる調査・研究に努めてまいります。</p> <p>また、氾濫範囲については、法で周知が義務付けられている苫小牧川、勇払川、安平川を対象に、50年に1度程度の降雨を想定した洪水ハザードマップを作成し、防災ハンドブックに掲載の上全戸配布し周知を図ってまいりました。</p> <p>しかし、近年頻発する豪雨災害を踏まえ、北海道が3河川の浸水想定を見直し、50年降雨とあわせて最大規模の降雨(1000年に1度程度)の浸水想定区域図を公表したため、市におきましても、新たな浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップを今年度中に作成し、改めて周知を図ってまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】  <u>今年度改訂作業を行い、年度末に全戸配布による周知を行っております。</u></p>	A  A	市民生活部 危機管理室  都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	40	【市街地整備③】 勇払自治会  勇払橋架け替え工事の早期実現を要望します。	<p>勇払橋につきましては、北海道が管理する二級河川安平川の河川改修計画に基づく形状で架け替える必要があり、現在、建設中の河道内調整地をはじめ、河口部における河道拡幅や築堤整備を実施することとされております。</p> <p>このため、勇払橋の架け替えには、この河川改修計画との整合性や事業化のタイミングを図る必要がありますので、今後におきましても、安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部と協議を行いながら、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、現状の対策といたしましては、平成25年度に耐震補強や補修等を実施したほか、平成29年度に詳細点検を実施し、橋の機能に支障は生じていない事を確認しておりますが、今後におきましても、日常の定期点検を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路河川課
	都	41	【市街地整備④】 勇払自治会  安平川河口閉塞防止の早期本改修工事を要望します。	<p>安平川の河口閉塞防止対策につきましては、安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部から、「河口の閉塞対策として、平成30年度から約10,000m<sup>3</sup>の掘削を年1回以上実施しており、平成29年9月を最後に河口閉塞が発生しておりませんが、水位計の確認はもとより、現地パトロールを行いながら、引き続き状況に応じ緊急掘削を行ってまいります。」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、地域の安全・安心のため、本市における重点要望事項として、河道内調整地をはじめとした安平川における早期の本改修を継続して要望しております。</p>	B	都市建設部 道路河川課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
★	都 市民	42 37	【市街地整備⑥】 勇払自治会  道道勇払↔沼ノ端間の歩道延長(勇払開拓史跡公園から勇払マリーナまでの間)と街路灯の設置促進を要望します。	<p>道道苦小牧環状線(勇払開拓史跡公園から勇払マリーナまでの間)における歩道延長につきましては、道道の道路管理者である北海道室蘭建設部管理部から、「現在の勇払跨線橋の用地幅の関係から、歩道は未整備になっておりますが、利用している歩行者交通量の調査や整備手法など検討してまいります。」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、道道の道路管理者である北海道室蘭建設管理部に対し、歩道整備の実現に向け、引き続き地域の声をお伝えしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(道路河川課)</p> <p>道道苦小牧環状線勇払沼ノ端通の未設置区間の街路灯の設置につきましては、道路管理者である北海道室蘭建設管理部に要望しておりますが、防犯灯本体のほか電源供給に必要となる電線や電柱等の設備を整備する費用が膨大となることから、設置は難しいとの回答を頂いております。</p> <p>また、市としての防犯灯設置については、同様の理由で早急な対応は難しいものと考えております。当区間は車歩道ともに照明がなく暗い状況ですので、引き続き、街路灯の設置について要望を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民生活課)</p>	B B	都市建設部 道路河川課  市民生活部 市民生活課
	都	43	【双葉町1号公園トイレの件】 双葉町町内会  男子小便器並んで用を足すのであるが、仕切りがなく隣に人が来た場合、体裁が悪い。 文化的視点からも、仕切りが必要ではないか。検討願いたい。	現状の男子小便器は、市内の公園トイレで採用されている一般的な構造のため、使用できるうちは現状の小便器を御利用いただきたいと考えております。今後、故障や破損により男子小便器の取替えが必要となった場合には、改善に向けた検討を進めてまいります。	B	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	44	<p><b>【公園の名称変更について】</b>  <b>錦西町内会</b></p> <p>標記の件について昨年度要望し、「(前略)、関係機関などと慎重に検討してまいります。」との回答を得ています。      その後の検討経緯と到達点をご回答ください。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>      その後の検討経緯につきましては、公園名と住所が一致しない市内の公園について調査を行ったほか、公園名が変更された場合の課題抽出や、想定される園名板等の改修費用などについて検討しております。      公園の名称変更につきましては、例えばネーミングライツのように愛称として地域の方々に親しまれる公園名とともに含め、町内会と意見交換をさせていただきながら対応してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>愛称による公園名の変更について、再度、町内会で御検討していただいた結果、町内会としては、町名の変更に伴って公園名まで変更する必要は無いという結論に至ったと伺っております。</u></p>	B A	都市建設部 緑地公園課
	都	45	<p><b>【公園使用の見直し(新規)】</b>  <b>沼ノ端中央町内会</b></p> <p>公園でのボール遊び禁止以降、公園から子供たちの歓声が聞こえなくなり、東屋では小学校高学年の子数名がゲーム機で遊んでいる光景を幾度も見かけた。また、公園の中心部を含め雑草の繁茂がすべての公園で目立っている。      フェンスの設置、使用対象者への時間・曜日の割り振りなどルールを設け、子供たちが思いっきり遊べる環境整備を要望する。</p>	<p>公園の草刈りにつきましては、現状を調査し適切な時期に除草を行うよう努めてまいります。      また、ボール遊びのできる公園につきましては、町内会と御相談させていただきながら、可能性について検討してまいります。</p>	B	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	46	<p><b>【歩行・ランニングのできる道路の設置について】</b>  <b>東開町内会</b></p> <p>東開町内会エリアの、南1号公園～7号公園までの市の用地を利用して、歩行者・ランニングのできる(道)を、再度要望いたします。</p> <p>昨年度は、7号公園まででしたが(遊歩道の幅員は1m位)でも可能としますので、それならばJR勇払線の踏切までは可能と見込みましたので遊歩道の設置延長を、提案いたしますので一日でも早い遊歩道の設置を要望します。</p> <p>運動不足の、若者からお年寄りまでの、健康つくりに最適で、市の医療費も軽減できると確信いたします。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>          御要望の遊歩道整備につきましては、沼ノ端中央公園と沼ノ端南7号公園の間に民有地があることや、市有地内には占用物もあることから、土地所有者等と協議を行い、対応について検討してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>御要望のありました箇所につきましては、歩行者が散策できるよう、草刈を昨年の11月に実施し、支障になる枝や樹木の処理については、2月に剪定と伐採を実施しております。</u></p>	B A	都市建設部 緑地公園課
	都	47	<p><b>【公園滑り台の降り口が高く危険】</b>  <b>明野柳町内会</b></p> <p>明野6丁目にある明野1号公園に設置してある滑り台の降り口で、園児が頭を打って危険という母親の苦情がありました。降り口の高さが30センチもあり園児がおりるとき、尻もちを着くと頭を打つ格好になります。明野の他の公園の滑り台は、20センチ以下なので、1号公園は、高いように思います。公園滑り台の降り口高さの基準幼児で15～30センチとあるが、最高位なので至急危険な滑り台を直していただきたい。また、市担当者も設置後の管理、指導をしっかりとお願いしたい。</p> <p>また、奥の広場が草に覆われています。整理をお願いしたい。</p>	<p>明野1号公園のすべり台降り口の高さにつきましては、現状で基準値を満たしておりますが、御要望のように高さ調整を8月6日に完了しております。また、公園広場の草刈りにつきましても8月11日に実施いたしました。</p> <p>今後も、御利用に支障の無いよう公園の維持管理に努めてまいります。</p>	A	都市建設部 緑地公園課
	都	48	<p><b>【街路樹が垂れ下がり車等に接触】</b>  <b>明野柳町内会</b></p> <p>明野柳町内会の道路の街路樹の枝が垂れ下がり、車の出入りに接触したり、自転車で走行中に身体に接触すると苦情が伝えられた。</p> <p>もっと高く街路樹の枝を払ってもらいたい。(3メーター以上)</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b>          御要望のあった街路樹の剪定につきましては8月中に実施する予定です。今後も、通行に支障の無いよう維持管理に努めてまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b>  <u>御要望のありました街路樹の剪定につきましては、昨年の8月24日に実施済です。</u></p>	A A	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
★	都 教	49 2	【緑小学校校舎改築に伴う交通安全対策について】 日の出三光町内会  緑小学校の改築工事は令和元年7月校舎、体育館が完成し2学期から児童の皆さんが教育環境の整った新校舎に通う姿は地域のとりましても喜びであります。 令和2年度はグランド整備が進行しており引き続き歩行者・通行車両の交通安全対策には万全を期していただきますよう要望いたします。	【ミーティング開催時回答】 今年度はグラウンドの整備を行っておりますが、これまで同様、歩行者・通行車両の交通安全対策に万全を期してまいります。 工事は10月末までかかる見込みですので、引き続き、地域の皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。  【令和3年3月末時点回答】 <u>グラウンドの整備工事は、10月29日に完了いたしました。地域の皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。</u>	B A	教育部 施設課  都市建設部 緑地公園課
	都	50	【公園、遊歩道の立木の剪定について】 柏木町町内会  下記公園内の立木が大きく枝が伸びて、自然災害(強風等)で枝が折れて風で飛ばされたりと危険な時があります。また、枯れ葉の散乱による苦情も寄せられています。 遊歩道の立木につきましては、枝が顔付近まで垂れ下がり歩いている時に当たるなどの情報、苦情などが寄せられていて、ケガをすることなども予想されますので枝の剪定をしていただき環境整備をしていただきたいと思います。  1) 豊陵公園の立木の剪定…北側、西側、南側、道路側にある立木の剪定をお願い致します。 2) 川沿公園の立木枝の剪定…全体的に整備されていますが、柏木3丁目側の遊歩道に顔付近まで垂れ下がっている立木の枝があります。危険だと思いますので剪定をお願い致します。	【ミーティング開催時回答】 豊陵公園及び川沿公園の樹木の剪定につきましては、9月中に完了する予定です。 今後も、公園の御利用に支障の無いよう維持管理に努めてまいります。  【令和3年3月末時点回答】 <u>豊陵公園及び川沿公園の樹木の剪定につきましては、9月中に完了いたしました。</u>	B A	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	51	<b>【二条通(大町側)街路樹剪定】</b> 大町寿町内会  街路樹(プラタナス)の剪定をお願い致します。	<p>【ミーティング開催時回答】 二条通の街路樹(プラタナス)につきましては、木の生育に支障とならないよう、例年どおり、冬に剪定を実施いたします。今後も引き続き街路樹の維持管理に努めてまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>御要望のありました街路樹の剪定につきましては、昨年の11月27日に実施済です。</u></p>	B  A	都市建設部 緑地公園課
	都	52	<b>【あかつき公園改造要望】</b> 日吉町内会  日吉町3丁目に有する「あかつき公園」は、市内でも有数の大きな公園であります。しかしながら、構造的に問題あり、近隣住民の活用は十分ではありません。 その理由は、公園中央に有する築山面積が広く、築山の活用は皆無の状況です。 この築山を平坦に改造し、子供の遊び場・町内会行事(盆踊り・運動会・自転車教室・ラジオ体操・高齢者の散歩)等、多目的諸行事活用ができるよう、改造くださいますことを、要望致します。	<p>「あかつき公園」は、園路や築山・池等の周囲に景石を並べるなど、特に景観に配慮して整備された公園であり、現在も児童の遠足などに利用されております。 御要望の築山を平坦にして多目的に活用する件につきましては、近隣の「日吉運動公園」のグラウンドがございますので、町内会行事等を行う際はそちらの公園を活用いただきたいと考えております。 今後、遊具等の施設を更新する際には、築山の在り方を含めて町内会と改めて協議させていただきますので、御理解願います。</p>	B	都市建設部 緑地公園課
★	都 市民	53 31	<b>【地域防犯対策について(継続)】</b> ウトナイ町内会  2018年に花畔公園と清流公園に防犯カメラが設置されましたが、今後も犯罪の未然防止及び高齢者の見守りを目的に、小・中学校の通学路や公園を中心に防犯カメラの設置を求めます。	<p>防犯カメラの設置につきましては、令和2年度から令和6年度までの「苫小牧市防犯カメラ設置5か年実施計画」に基づき、市内西部地域の公園について設置を進めることとしており、東部地域については、再編関連訓練移転等交付金等を活用し、整備に努めることとしております。</p> <p>通学路への設置には、地域の方々の御理解など課題の整理も必要なことから、今後、課題の整理、優先度などを精査し、地域性に配慮しながら、設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、公園への設置につきましてもこれまでどおり、関係部署と連携し設置に向けた検討を進めてまいります。</p>	B	市民生活部 市民生活課  都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	54	<b>【勇の原公園の整備について(継続)】</b> ウトナイ町内会  ウトナイ地区における地域住民の懇親・交流・憩いの場となる公園整備として、公園予定地である勇の原公園の早期整備を求めます。	勇の原公園の整備につきましては、現在、交付金等の財源確保や整備方針などについて、関係部署と協議を行い検討を進めております。 現段階では、整備の時期等についてお示しすることは難しい状況ですが、本公園の整備に向けた検討を引き続き行ってまいります。	B	都市建設部 緑地公園課
	都	55	<b>【二級河川苦小牧川の柳の木の伐採について】</b> 桜木町内会  苦小牧川の桜木1丁目と啓北1丁目の間にある落差溝下流部(落差溝から海まで)の川中央部の柳の木が8m近くに伸びており、大雨時には災害の恐れがある。数年前にも一度大雨が降り、落差溝下流の川幅全体まで増水したことがあったが、以前にも増して柳の木が大きく育ち、危険なので伐採をお願いしたい。	<b>【ミーティング開催時回答】</b> 河道内の樹木につきましては、関係機関と調整を図りながら、定期的に伐採を行い、環境などにも配慮した適正な親水空間の確保に努めてまいります。  <b>【令和3年3月末時点回答】</b> <u>河道内の樹木につきましては、下流から上流に向かって伐採する必要があったことから昨年の10月に光洋町・大成町の区間について実施いたしました。</u> <u>また、桜木町1丁目から啓北町1丁目の区間につきましては、2月に危険木の伐採と倒木の処理を行いましたが、引き続き来年度以降につきましても継続的に河道の維持管理を行ってまいります。</u>	B A	都市建設部 緑地公園課
★	都 環	56 11	<b>【北光町未来の森公園への鹿よけ対策】</b> 北光町内会  北光町未来の森公園に鹿が出没しています。公園に付属している市民農園では、周囲に網を張り巡らし食害を防いでいます。鹿は日中でもたまに見かけるようになりました。公園は多くの住民の憩いの場で、小さな子どもさんも遊んでいます。住民と鹿との接触も予想されます。鹿が危害を及ぼすことは考えにくいのですが、万が一に備えて鹿よけ対策をお願いします。 注意喚起用看板設置「鹿出没注意」、忌避剤設置、監視カメラ設置による把握等。監視カメラは不審者対策にも効果があるものと思われます。	北光町未来の森公園の鹿よけ対策につきましては、御提案頂きました対策を含め、どのような対策ができるのかを、関係部署と連携し検討してまいります。 また、注意喚起看板につきましては、できるだけ早く設置させていただきます。	B	都市建設部 緑地公園課  環境衛生部 環境生活課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	57	<p><b>【公園遊具の増設】</b> <b>北光町町内会</b></p> <p>当町内会には、「北光町未来の公園」と「北光2丁目公園」の二つの公園があります。昨年、前者に遊具の設置をお願いしたところ、借地公園でもあり設置が難しいなかで、バスケットボールを設置していただき、感謝申し上げます。</p> <p>後者の公園だけでは遊具が足りないことから要望させていただいたのですが、それは解消されていません。小さな子どもさんが遊べる小さな遊具であれば、設置スペースは確保できるのではと思います。是非、2丁目公園に遊具の増設をお願いします。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b> 北光町2丁目公園の遊具の増設につきましては、今後、町内会と御協議させていただきながら検討してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b> <u>鹿よけ対策につきましては、町内会と協議し、昨年の11月20日に注意喚起用看板8基を設置いたしました。</u></p>	B A	都市建設部 緑地公園課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	58	<p><b>【市営住宅建替と再開発要望】</b> 日吉町内会</p> <p>日吉町・光洋町に所在する市営住宅は、築60年以上経過し老朽化が目立つ状況であり、加えて、入居者数も50%前後で、早期の建替を要望致します。</p> <p>新規物件は、三階建て屋上は陸屋根として「津波災害時」一時避難場所として活用、建物共有部分は、冬期の災害避難場所として従来の建物より広く構築要望します。また、現在の建物を三階建てにすることにより、遊休地が生じますので若年者に分譲し地域の住民の過疎化防止を要望致します。</p> <p>当地区は、昭和40年～昭和60年代、移住者が多発し、糸井小学校はマンモス校で1学年6～7クラスが、在校致しておりますが、現在は1学年1クラスの状況でこの状況が続ければ糸井小学校は近い将来廃校の運命です。</p> <p>当地域は、交通アクセスも良く、国道・道道・市道のバス運行・JR糸井駅も近く、糸井小学校・光洋中学校・中央高校・西高校・南高校等、教育機関が近隣に有し、青少年の育成に最適な地域でもあります。</p> <p>当地区的過疎化対策に、早期の行政指導をお願い要望申し上げます。</p>	<p>本年2年3月31日現在、光洋・日吉団地の入居状況は、管理戸数460戸に対して入居世帯318世帯で、入居率は、約69%となっております。</p> <p>光洋・日吉団地の整備につきましては、平成30年3月に策定した「苫小牧市営住宅整備計画」では、令和5年度から令和15年度までに96棟460戸の既存住宅を解体し、令和7年度から令和17年度にかけて民間住宅を活用して、3階以上の住宅を含めた35棟269戸を整備する計画となっております。</p> <p>また、施設の構造や避難場所等としての活用については、今後具体的な検討を進める中で関係部局と協議してまいりたいと考えています。</p> <p>あわせて、市営住宅解体後に生じる遊休地の活用につきましても、土地需要の状況等を踏まえ、関係部局と協議してまいりたいと考えています。</p>	B	都市建設部 住宅課
	都	59	<p><b>【熱供給体制の令和5年廃止報道について】</b> 日新町内会</p> <p>当時の政策によって、熱供給が市営住宅に施されて、運用されてきましたが、時代の変化や団地の建て替えにより、廃止を余儀なくされていることは、理解している。</p> <p>特に、町内会区域では、産労住宅や民間マンションも抱えており、具体的な説明はあるにせよ、今後の不安が拡がっている。</p> <p>今後についての方向性や不安解消の説明を行って頂きたい。</p>	<p>熱供給事業者から、「令和5年度を目途に熱供給事業を終了したい。」との方針が示されたところでございますが、今後、産労住宅や民間マンション等の方々と具体的な協議を行うとお聞きしております。</p> <p>なお、市営住宅につきましては、今後、具体的な対応策をお示しできる時点で入居者の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。</p>	B	都市建設部 住宅課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	60	<p><b>【公住30号棟から、市への要望について】</b>  <b>日新町町内会</b></p> <p>公住30号棟については、当該町内会の第4ブロックに所属し、日頃からの町内会活動に際し、ご尽力いただいている。</p> <p>平成30年4月には、30号棟から市営住宅の退去に関する要望が市に対し発せられているが、明確な改善策や対応状況についての返答がありません。(書面での回答を求めている)</p> <p>居住者の連名による要望書が発せられている重要性をご認識頂き、環境改善のため、改めて市の回答を求めたい。</p>	<p>市営住宅の入居者や自治会からの意見・要望や苦情等につきましては、要望書や苦情届等文書の他、電話や管理人事務所等の窓口においても受付を行っております。</p> <p>提出された要望や苦情に対しては、速やかに対応するとともに、その経過についても丁寧な説明を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 住宅課
	都	61	<p><b>【日新町町内会館の今後について】</b>  <b>日新町町内会</b></p> <p>団地の建て替えが進み、令和5年度には、入居までの待機をする仮住まいの移動も落ち着く形となるが、町内会の活動拠点、住宅管理の中核を担う管理室が設置されている当該会館については、建て替えなどの計画はあるのか。</p> <p>熱供給体制も廃止の動きが出始めているなど、今後の会館暖房等についても、どのような方向性を持って臨まれるのか。市の考え方をお示し頂きたい。</p>	<p>当該施設は、市営住宅の共同施設として昭和49年に建設され、現在は指定管理制度のもと施設の運営を日新町町内会にお願いしております。</p> <p>施設の整備予定につきましては、集中暖房から個別暖房化する改修を行うほかは、当面は維持修繕による管理を行い、その後日新建替事業終了後を目途に大規模改修や建替え等を検討してまいりたいと考えております。</p>	C	都市建設部 住宅課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	62	<p><b>【公営住宅①】</b> <b>勇払自治会</b></p> <p>勇払地区の公営住宅は空き家が多数ある。今年度の募集はわずか6件。なぜもっと募集数を増やさないのか。</p>	<p><b>【ミーティング開催時回答】</b> 市営住宅の募集戸数については、基本的に過去5年間の入居戸数の平均を空き見込数として入居募集をしておりますが、空き戸が生じた場合には、見込数にかかわらず入居していただいております。今後、勇払団地については入居戸数の見込みに加え、空き戸が多くあることを踏まえた募集をしてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、今年度(7月～10月)の勇払団地については、申込みが15件ありましたが、そのうち8件がキャンセルし、6件が入居、1件が今後入居予定となっております。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b> 市営住宅の募集戸数については、基本的に過去5年間の入居戸数の平均を空き見込数として入居募集をしておりますが、空き戸が生じた場合には、見込数にかかわらず入居していただいております。今後、勇払団地については入居戸数の見込みに加え、空き戸が多くあることを踏まえた募集をしてまいりたいと考えております。</p> <p><u>なお、今年度(7月～2月)の勇払団地については、申込みが19件ありましたが、そのうち13件がキャンセルし、6件が入居しております。</u></p>	A	都市建設部 住宅課
	都	63	<p><b>【公営住宅②】</b> <b>勇払自治会</b></p> <p>空き家が多数になり、共益費の入居者負担が大きく感じているので、空室部分に市の援助を。</p>	現在、建替え事業等に伴い入居者募集を停止している住棟につきましては、当該自治会に対して共用廊下やエレベーター等の電気料金について空き家分の負担をしておりますが、入居募集をしている住棟についても長期にわたり空き家となる分等について負担を検討してまいりたいと考えております。	B	都市建設部 住宅課
	都	64	<p><b>【公営住宅③】</b> <b>勇払自治会</b></p> <p>公住での事故物件への入居募集はどのようにしているのか。</p>	市営住宅において事故等があった物件につきましては、戸の修繕等に費用がかさむものや火災等により改修ができないものについては、募集を停止しておりますが、その他のものについては、修繕を行い募集しております。	E	都市建設部 住宅課

再掲	記号	要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
	都	65	【公営住宅④】 勇払自治会  公住敷地内の街灯をLED化して電灯料負担を減らしてほしい。	【ミーティング開催時回答】 市が設置している市営住宅敷地内の街路灯につきましては、順次LED化を図ってまいります。  【令和3年3月末時点回答】 市が設置している市営住宅敷地内の街路灯につきましては、順次LED化を図ってまいります。 <u>勇払地区の13基については、令和3年1月にLEDに更新しました。</u>	B  A	都市建設部 住宅課
	都	66	【公営住宅⑤】 勇払自治会  住宅課と懇談の場を持ったらどうか。	【ミーティング開催時回答】 入居者や自治会からの要望や苦情等につきましては、必要に応じて懇談の場を設けて対応させていただきたいと考えております。  【令和3年3月末時点回答】 入居者や自治会からの要望や苦情等につきましては、必要に応じて懇談の場を設けて対応させていただきたいと考えております。 <u>令和2年11月19日に、各住棟の自治会代表者と町内会役員と懇談会を開催いたしました。</u>	A  A	都市建設部 住宅課